

## 2 建築物の解体時等におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策

### (1) 事前調査の適正な実施の確保

勸告	説明図表番号
<p>レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が使用されている建築物等の解体等工事を行う場合、工事の発注者等は大防法に基づく届出を、また、事業者は安衛法に基づく届出を行わなければならない。さらに、アスベスト除去等作業に当たって、事業者は、大防法及び石綿則に基づくアスベストの飛散・ばく露防止措置を講ずる必要がある。</p>	<p>表1-⑩、⑪ (再掲)</p>
<p>こうしたアスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保のためには、事前に建築物等におけるアスベスト含有建材の使用状況を的確に把握することが必要であり、このため、大防法第18条の17及び石綿則第3条において、事業者には、解体等工事を行う前に、建築物等におけるアスベスト含有建材の使用状況の調査（以下「事前調査」という。）が義務付けられている<sup>(注1)</sup>。</p> <p>(注1) 石綿則上の事前調査については、平成17年7月の施行当時から義務付けられている一方、大防法上の事前調査については、後述のとおり、不十分な事前調査に起因してアスベストの飛散事例が散見されたことを踏まえ、26年6月から義務付けられた。</p>	<p>表1-⑩、⑪ (再掲)</p>
<p>事前調査は、目視、設計図書等により行い、これらによってもアスベスト含有建材の使用の有無が明らかとならなかったときは、試料を採取して分析調査することとされている（「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」（平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課。以下「飛散防止対策マニュアル」という。）<sup>(注2)</sup>、石綿則第3条第1項及び第2項等）。</p> <p>(注2) 環境省が、平成18年3月に大防法に基づくアスベスト飛散防止措置等の周知のために作成した「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」を、事前調査の義務付け等を盛り込んだ改正大防法の施行に伴い、26年6月に改定したもの</p>	<p>表1-⑪(再掲)、 2-(1)-①</p>
<p>この事前調査によるアスベスト含有建材の使用の有無の判断については、当該建材には多様なものがあり、隠れた箇所に使用されている場合も多いことなどから、アスベストに関して一定の知見を有する者でなければ的確に行うことができない。また、東日本大震災の被災地などにおいて、アスベスト含有建材が把握、除去されないまま解体工事が開始されるなど事前調査が十分でない事例等が報告されている。このため、厚生労働省は、安衛法第28条第1項の規定に基づく「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成24年5月9日付け技術上の指針公示第19号。以下「技術上の指針」という。）<sup>(注3)</sup>及び関係通知において、次のとおり、事前調査に当たっての留意点を示し、事業者に対する周知を図っている。</p> <p>(注3) 平成26年3月に、「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号。26年6月1日から適用）が策定・公表されたことに伴い、技術上の指針は廃止されているものの、事前調査の留意点については基本的に新指針に引き継がれている。</p>	<p>表2-(1)-②、③、 ④、⑤、⑥</p>

<p>① 凶面等が存在する場合は必ず確認するとともに、網羅的に、かつ、内装等の内側など外側からの目視のみでは確認できない部分にもアスベスト含有建材がある場合があることに留意し、事前調査を行うこと。</p> <p>② 解体等工事の発注段階でアスベスト含有建材がないとされている場合でも、除去や分析を実施していない場所を把握し、再度事前調査を行うこと。</p> <p>③ 工事関係者間での認識の齟齬がないよう、事前調査を行った範囲や内容の情報共有を図るとともに、解体等工事の作業途中でアスベスト含有建材等を見つけたときの対応を事前に取り決め、作業従事者に周知すること。</p> <p>④ 分析調査に当たっては試料採取を適切に行うこと。特に、建築物等に補修又は増改築がなされている場合や建材等の吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われるときは、場所、時期ごとに試料を採取すること。</p>	<p>表2-(1)-⑤、⑥ (再掲)</p> <p>表2-(1)-④、⑤ (再掲)</p> <p>表2-(1)-⑤、⑥ (再掲)</p> <p>表2-(1)-③、④ (再掲)</p>
<p>なお、環境省は、大防法における事前調査の義務付けが平成26年6月から開始された段階であることもあり、事業者等向けに作成した飛散防止対策マニュアルにおいては、事前調査の不徹底により不適切な工事が行われた事例やアスベスト含有建材を見落とししやすい例などは特段示していない。</p>	
<p>今回、調査対象16県<sup>(注4)</sup>内で平成22年4月から27年7月までに行われた解体等工事であって、建築物等に使用されているレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が事前調査で適切に把握されずに工事が開始された事例等を、新聞情報や県市及び労基署が把握している情報を基に調査したところ、該当するものが52件<sup>(注5)</sup>確認された。</p> <p>(注4) 北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び熊本県の計16県(以下「16県」という。)</p> <p>(注5) 52件の中には、以下の①から⑧までの複数の項目に該当する事例があるため、①から⑧までの事例数の合計は52件とはならない。</p> <p>これら事例について、その発生要因を確認したところ、次のような状況がみられた。</p> <p>なお、52件のうち41件は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われていない、いわゆる無届出による解体等工事であり、また29件(うち、無届出24件)は、アスベスト含有建材の使用が判明した後も、飛散・ばく露防止措置が適切に講じられないままアスベスト除去等作業が進められるなど、アスベストの飛散・ばく露が発生したおそれがあるものであった。</p> <p><b>(関係通知等において示された留意点が徹底されなかったことに起因するもの)</b></p> <p>52件のうち28件は、技術上の指針及び関係通知において示された事前調査に当たっての留意点に係るもので、かつ、技術上の指針の公表又は関係通知の発出後に発生した事例であり、当該留意点が十分に事業者等に徹底されていれば未然に防止できたと考えられる。</p>	<p>表2-(1)-⑦</p>

<p>① 設計図書の確認や、天井裏、外装パネルの裏側等、外側からの目視のみでは確認できない箇所に係る事前調査が十分に行われなかったこと等により、使用されていたアスベスト含有建材が把握されないまま、解体等工事が開始されたものが19件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類①</p>
<p>② 実際にはアスベスト含有建材が使用されていたが、過去の除去工事によりアスベスト含有建材は存在しないものと誤認していた発注者が、受注した事業者に対し除去済みである旨を伝えたこと等により、事業者が改めて十分な事前調査を行わなかった結果、アスベスト含有建材が把握されないまま、解体等工事が開始されたものが5件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類②</p>
<p>③ 事前調査又は解体等工事の途中でアスベスト含有建材の使用が判明したが、その情報が工事関係者間で共有されなかったため、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま、解体等工事が進められたものが4件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類③</p>
<p>④ アスベストを含有する可能性が高い吹付け材等が使用されていたが、事業者は目視等による確認を行ったのみで、分析調査を十分に行わなかったため、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま、解体等工事が開始されたものが3件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類④</p>
<p><b>（関係通知等において示された留意点にはない要因によるもの）</b>  また、これまで技術上の指針及び関係通知において示された留意点にはない要因により事前調査が未実施のものや不適切なものが、次のとおりみられた。これらの事例の再発を未然に防止していくためには、各地域で発生した問題事例を適時に把握し、その発生原因を分析して、他の地域でも同様の問題が発生する可能性があるものは、早急に具体的な事例を示し注意喚起していくことが必要と考えられる。</p>	
<p>⑤ 事業者が、主要な構造に係らない改修工事について、大防法及び安衛法の規制対象の工事と認識せず、事前調査を行わなかったこと等により、アスベスト含有建材が把握されないまま、解体等工事が開始されたものが3件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類⑤</p>
<p>⑥ アスベスト含有建材の使用が判明した箇所と同一の構造のものが他の階にもあり、当該箇所にも使用が疑われるにもかかわらず、当該箇所について十分な調査が行われなかったため、アスベスト含有建材が把握されないまま、解体等工事が開始されたものが2件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類⑥</p>
<p>⑦ 事業者が、調査において発見したアスベスト含有建材がレベル1又はレベル2であったにもかかわらず、その形状から飛散性の低いレベル3と判断するなど、飛散</p>	<p>表2-(1)-⑦（再掲）の分類⑦</p>

<p>性のレベルを実際よりも低いものと認識した結果、飛散性に応じた飛散・ばく露防止措置が講じられないまま、解体等工事が開始されたものが2件みられた。</p>	
<p>⑧ 環境省の「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成19年8月。以下「災害時対応マニュアル」という。）では、被災による損壊で危険な場合、原則として、補強等を行った上で事前調査を行うこととされているが、4階建ての建築物について、損壊が激しく2階以上への立入りが危険であったため、1階を対象に行った調査の結果のみをもって、当該建築物にアスベスト含有建材は使用されていないと結論付けるなど、アスベスト含有建材の有無に係る判断が不適切であったため、アスベスト含有建材が把握されないまま、解体等工事が開始されたものが2件みられた。</p>	<p>表2-(1)-⑧ 表2-(1)-⑦（再掲）の分類⑧</p>
<p>他方、こうした事前調査が必ずしも適切に実施されていない状況が散見される中であって、調査した39<sup>（注6）</sup> 及び35<sup>（注7）</sup> 労基署の中には、次のとおり、事業者が行う事前調査において、アスベスト含有建材が的確に把握されているか確認するための工夫をしている例がみられた。こうした取組を全国的に展開していくことは、事前調査の適正な実施を確保していく上で重要と考えられる。</p>	
<p>（注6） 注4の16県に、札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、千代田区、新宿区、大田区、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、北九州市及び熊本市の計23政令市等（以下「23政令市等」という。）を加えた計39<sup>（注6）</sup> 労基署（以下「39<sup>（注6）</sup> 労基署」という。）。</p>	
<p>（注7） 札幌中央署、室蘭署、仙台署、さいたま署、川口署、千葉署、東金署、中央署、大田署、新宿署、横浜南署、川崎南署、相模原署、厚木署、新潟署、長岡署、浜松署、静岡署、沼津署、名古屋北署、半田署、京都上署、京都南署、天満署、堺署、北大阪署、神戸東署、相生署、岡山署、広島中央署、廿日市署、福岡中央署、北九州西署、熊本署及び玉名署の計35<sup>（注7）</sup> 労基署（以下「35<sup>（注7）</sup> 労基署」という。）。</p>	
<p>① 大防法に基づく届出や安衛法に基づく届出のあった建築物等の解体等工事について、これらに記載されたアスベスト含有建材の使用状況を確認し、使用箇所が当該建築物等の一部にとどまっているとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合、他の箇所の調査が適切に実施されているかを確認しているもの（2<sup>（注8）</sup> 労基署、4<sup>（注9）</sup> 労基署）がみられた。</p>	<p>表2-(1)-⑨、⑩</p>
<p>② 具体的な調査部位、調査結果等を記載した書面等の提出を事業者に求め、調査すべき部位が確実に調査されているかを確認しているもの（7<sup>（注10）</sup> 労基署。うち5<sup>（注11）</sup> 労基署は、チェックリスト形式の様式を使用）がみられ、このうち2<sup>（注12）</sup> 労基署は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず行われる建設リサイクル法に基づく届出の機会を活用し、大防法に基づく届出等を行っていない事業者に対しても、提出を求めている。</p>	<p>表2-(1)-⑪ 表2-(1)-⑪（再掲）のNo. 3、4</p>
<p>また、事前調査をどのような方法で実施したか、把握されたアスベスト含有建材の使用状況に関する情報を工事関係者間で共有しているかについて自主点検を行うための様式を作成し、その提出を事業者に求めているもの（1<sup>（注13）</sup> 労基署）がみら</p>	<p>表2-(1)-⑫</p>

れた。

- ③ 職員がアスベスト含有建材の使用の有無を的確に判断できるよう、OJTにより経験を積ませる取組や専門家による実地研修を実施しているもの（2縣市）や、大防法に基づく届出がない解体等工事において、アスベスト含有建材の把握漏れがあることから、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第14条第1項の規定に基づく特定建設作業の実施の届出又は振動規制法（昭和51年法律第64号）第14条第1項の規定に基づく特定建設作業の実施の届出（以下「騒音規制法等に基づく届出」と総称する。）<sup>（注8）</sup>から解体等工事を把握し、事前調査が適切に行われているかを確認するため、嘱託職員による集中検査を実施しているもの（1縣市）がみられた。

（注8） 騒音規制法では、建設工事として行われる作業のうち、くい打機を使用するものやブルドーザーを使用するもの等、著しい騒音を発生するものが特定建設作業として規制されており、事業者には事前の届出等が義務付けられている。

また、振動規制法でも、建設工事として行われる作業のうち、くい打機を使用するものや鋼球を使用して建築物等を破壊するもの等、著しい振動を発生するものが特定建設作業として規制されており、事業者には事前の届出等が義務付けられている。

#### 【所見】

したがって、環境省及び厚生労働省は、事前調査の適正な実施によるアスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 環境省及び厚生労働省は、関係者に対して、これまで技術上の指針及び関係通知により示してきた事前調査に当たっての留意点について、再度、周知徹底を図ること。
- ② 環境省は、事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等及びその発生原因について、縣市から適時に情報提供を受ける仕組みを整備するとともに、得られた情報の分析結果を踏まえ、具体的な事例を示して関係者に対し適時に注意喚起を行うこと。

また、厚生労働省は、事前調査でアスベスト含有建材が適切に把握されずに建築物等の解体等工事が開始された事例等の把握及び発生原因の分析を適時に行う仕組みを整備するとともに、原因分析の結果を踏まえ、具体的な事例を示して関係者に対し適時に注意喚起を行うこと。

- ③ 環境省は、事前調査の適正な実施の確保について、縣市における推奨事例のほか、厚生労働省から労基署における推奨事例も把握した上で、縣市に対し、これらの情報を提供し、同様の取組を進めるよう促すこと。

また、厚生労働省は、労基署における推奨事例のほか、環境省から縣市における推奨事例も把握した上で、事前調査の適正な実施の確保に関する取組を進めること。

表2-(1)-⑬

表2-(1)-① 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6」(平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課)(抜粋)

## 2.7 解体等工事に係る調査及び説明等

### 【解説】

#### (2) 解体等工事に係る調査

特定粉じん排出等作業の実施の届出を行う前段階として、解体等工事の受注者及び自主施工者は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

当該調査の方法として、特定建築材料の使用の有無を分析により調査することのほか、目視、設計図書等を確認することにより行うことが含まれるが、目視、設計図書等により調査する方法では特定建築材料の使用の有無が明らかにならなかった場合には、特定建築材料の使用の有無を分析により調査する。なお、建築物等に使用される吹付け材、断熱材等の建築材料に関しては、設計図書等のみで判断せず、現地調査を行い設計図書等との整合性の確認が重要である。また、分析方法については、日本工業規格(JIS) A1481-1、A1481-2又はA1481-3等がある。ただし、吹付け石綿が使用されていないことが明らかな場合において、特定建築材料が使用されているものとみなして法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析による調査は必要ない。

なお、当該調査は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条第1項及び第2項の規定に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えないものであり、また、解体等工事の受注者及び自主施工者が自ら又は他の者が実施した調査を活用することを妨げるものではない。

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-② 安衛法に基づく技術上の指針に関する規定

### ○ 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)(抜粋)

(技術上の指針等の公表等)

第28条 厚生労働大臣は、第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な業種又は作業ごとの技術上の指針を公表するものとする。

2・3 (略)

4 厚生労働大臣は、第一項又は前項の規定により、技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該技術上の指針又は労働者の健康障害を防止するための指針に関し必要な指導等を行うことができる。

表2-(1)-③ 「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成24年5月9日付け技術上の指針公示第19号）（抜粋）

## 2 建築物等の解体等の作業における留意事項

### 2-1 事前調査

#### 2-1-1 発注者からの石綿等の使用状況の通知

建築物等の解体等の作業又は石綿等の封じ込め若しくは囲い込みの作業を行う仕事の発注者（石綿則第8条に規定する発注者をいう。）は、同条に基づき、設計図書、過去の調査記録等石綿等の使用状況等に係る情報を有する場合には、当該仕事の請負人に対して、これを通知すること。

#### 2-1-2 目視、設計図書等による調査

石綿則第3条第1項に規定する目視、設計図書等による事前調査は、次の（1）から（3）までに定めるところによること。

- （1）石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。
- （2）建築物等では、部位又は使用目的により、一様な建材等が使われていない可能性があるため、事前調査は建築物等に使用されている建材等の使用箇所、種類等を網羅的に把握できるように行うこと。
- （3）内壁、天井、床、屋根、煙突等に使用されている成形板その他の建材等について、石綿等の使用の有無等を確認するに当たっては、国土交通省及び経済産業省が公表する「アスベスト含有建材データベース」等関係機関、製造企業等が提供する各種情報を活用すること。

#### 2-1-3 分析による調査

石綿則第3条第2項に規定する分析による事前調査は、次の（1）から（4）までに定めるところによること。

- （1）石綿含有の分析は、十分な経験及び必要な能力を有する者が行うこと。
- （2）吹付け材については、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するか否かの判断のみならず、石綿の含有率についても分析し、ばく露防止措置を講ずる際の参考とすることが望ましいこと。
- （3）建築物等に補修若しくは増改築がなされている場合又は建材等の吹付けの色が一部異なる場合等複数回の吹付けが疑われるときには、吹付け材が吹き付けられた場所ごとに試料を採取して、それぞれ石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するか否かを判断すること。試料の採取に当たっては、表面にとどまらず下地近くまで採取すること。
- （4）分析方法は、日本工業規格（JIS）A1481-1、A1481-2若しくはA1481-3又はこれらと同等以上の精度を有する分析方法を用いること。

#### 2-1-4 （略）

（注） 下線は当省が付した。

表2-(1)-④ 「建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について」(平成24年2月13日付け基  
安化発0213第2号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)

基安化発0213第2号

平成24年2月13日

別記団体の長 殿

労働基準局安全衛生部化学物質対策課長

### 建築物等の解体等の作業における事前調査の徹底等について

石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)第3条では、事業者は、建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(改修の作業を含む)を行うときは、あらかじめ、石綿及び石綿を0.1%を超えて含有するもの(以下「石綿等」という。)の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておくこと、及び当該調査結果の概要等を掲示することを定めています。

しかしながら、事前調査を行わなかったり一部分のみを調査して網羅的な調査を怠ったりしたために、必要な届出を行わずに解体が行われた事例が発生しており、解体等の作業において、石綿ばく露防止対策が適切に講じられていないおそれがあります。(中略)

事前調査の適正な実施は、作業における適正な石綿粉じんばく露防止対策の実施に直結するものであることから、こうした事例の再発を防ぐため、下記について、貴会会員等に周知いただくようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 石綿等の使用状況の通知の促進

事前調査においては、設計図書や過去の改修の記録等、石綿等の使用状況等に係る情報は、石綿等の見落とし防止に有用である。石綿則第8条の規定に基づき、仕事の発注者は、請負人に対し、石綿等の使用状況等を通知するよう努めること。また、請負人も、発注者に通知を求めること。

#### 2 事前調査と結果の記録、掲示の徹底

(1) 事前調査は、的確かつ網羅的に行うことができるよう、一定の知識及び技能を有した者が行うことが望ましいこと。また、必要な調査箇所の見落としを防止する観点から、写真や図面により調査した箇所を調査結果に記録することが望ましいこと。

(中略)

(2)・(3) (略)

#### 3 分析による調査

(1) 建材等が吹き付けられている場合には、石綿則第3条第2項に基づき、石綿等の使用がないことが明らかである場合を除き、分析による調査を行うこと。



(2) 石綿等の使用の有無の分析による調査に当たって、試料の採取が不適切であると、含有する石綿が適正に計測されないおそれがある。特に、建築物等に後年の補修又は増改築がなされている場合や、吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われる場合には、吹き付けされた場所、時期ごとに試料を採取してそれぞれ石綿の有無を判断するよう留意すること。ただし、複数の区画又は階にわたり吹付けがなされた建築物等であっても、設計図書等により同一かつ均一の施工であることが確認された場合にあっては、各区画又は階における試料の採取は必要ないこと。

(3)・(4) (略)

4 (略)

別記団体

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

社団法人 日本作業環境測定協会

社団法人 日本建設業連合会

社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

社団法人 日本石綿協会

一般社団法人 日本化学工業協会

社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルディング協会連合会

財団法人 日本船舶技術研究協会

社団法人 日本造船工業会

社団法人 日本中小型造船工業会

社団法人 日本造船協力事業者団体連合会

社団法人 日本船用工業会

社団法人 日本船用機関整備協会

社団法人 日本船舶電装協会

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-⑤ 「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」(平成24年10月25日付け基安化発1025第2号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)

平成24年10月25日  
基安化発1025第2号

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について  
～第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～

石綿を含有する断熱材等を使用した煙突等を含む建築物の解体等工事については、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成24年5月9日付け厚生労働大臣公示)に基づき適切な措置を図っていく必要があります。

第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議において、被災地において事前調査が十分でない事例や解体工事中に石綿を飛散させる事例が報告されたところです。同会議の専門家の意見等を踏まえ、同種の事例の再発防止のため、下記に留意することが必要とされたところです。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いいたします。

#### 記

##### 1. 事前調査の徹底について

- (1) 事前調査の際、図面等が存する場合は、図面等を必ず確認するとともに、目視であっても、別添1の事例や別添2に例示されるように外側から目視のみでは見えない部分等にも石綿が吹きつけられている場合があることに留意の上、事前調査を行うこと
- (2) 事前調査については、「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」の2に定める事項に留意すること
- (3) 事前に石綿等の除去や事前調査を別の業者が実施し、解体工事の発注段階で石綿がないとされている場合でも、発注者から事前調査の状況等について情報を入手することにより除去や分析を実施していない場所について把握し、それらの場所について再度事前調査を行うこと。発注者は、当該情報の伝達に配慮すること

##### 2. 解体作業途中での対処について

- (1) 解体工事を行う際は、作業途中で石綿含有建材等を見つけたときに的確に判断できるよう、石綿作業に従事しない者に対しても石綿特別教育や石綿作業主任者技能講習を受けさせるよう努めること

- (2) 解体工事の作業途中で石綿含有建材等を見つけたときに、速やかに作業を中止し、石綿則に基づくばく露防止対策を講じるよう、必要な対応を事前に取り決め、労働者に周知しておくこと
- (3) 建築物等の解体等の作業においては、事前調査が不十分であった場合などで石綿粉じんが飛散するおそれもあること、また、作業に伴って石綿以外の粉じんも発生するおそれがあることから、事前調査の結果として石綿等の使用がないことが確認された場合であっても、労働者に防じんマスク等の呼吸用保護具を使用させること

3. (略)

別添1 (第8回合同会議資料抜粋)

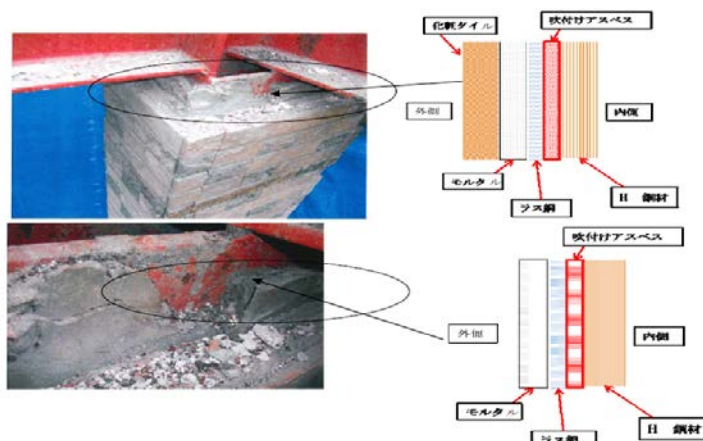
宮城県石巻市の被災建築物の解体工事におけるアスベスト除去作業について

(概要)

宮城県石巻市の被災建築物について平成24年3月に石綿の除去工事が行われた。その後8月に解体工事が行われたが、解体工事後、石綿含有建材が残留しているのが発見されたもの（なお、発覚以後現場はビニールシートで覆い、飛散防止措置を行った。モニタリング調査も行い石綿の飛散状況を確認している）

(主要な原因)

- 取り残しているところは鉄骨の柱に吹き付けをして、さらにモルタルの化粧壁で仕上げ、その後コンクリートブロックで覆っている状況であった。その他、梁と壁の間に隠れていた部分、鉄骨階段で隠れていた部分に石綿が吹き付けられていた。そのため除去業者が行った目視による事前調査では、確認できなかった。（吹き付け石綿は被覆材として吹くことが通常であり、除去業者のこれまでの経験では、今回のようなコンクリートブロックの内側に吹きつけられている構造の物をあつかった事例はなかった。また、構造図面等の書類も震災の際流されていて、目視のみの調査しかできなかった。）
- 解体工事中現場に石綿の知識を有する者がおらず、解体工事中に石綿が出てきても工事の中止等現場で判断・対応ができなかった。



### 事前調査の際、目視では見落としやすい例

次のように内装等の内側に石綿建材が隠れている例や、一区画のみ石綿建材が使用され見落としやすい例がある。

- 内装仕上げ材（天井ボード、グラスウールやセメント板等）の下に石綿含有吹き付け材が存在する例（過去の囲い込み工事等による）
- 石綿含有吹き付け材の上からロックウール（石綿含有無し）が吹き付けられる例
- 鉄骨造の柱・梁に石綿含有吹き付け材が存在しその内装仕上げ材としてモルタル等が使われている例
- 鉄骨造の柱に吹き付けられた石綿含有吹き付け材の周囲をブロック等で意匠的に仕上げられている例
- 天井の一部に仕上げ材（意匠）として石綿含有吹き付け材が使用されている例
- 煙突内部の石綿建材の上にコンクリートで覆われている例
- 外装（外壁や柱）のボードや金属パネルの内側に吹き付けられている例
- 鋼板の仕上げ材の裏打ちとして石綿等が吹き付けられている例
- 外壁とコンクリート床の取り合い（上階と下階を区画する）の層間塞ぎとして詰められ、モルタル等で仕上げられている例
- 防火区画の貫通部（給排水及び電気設備）に石綿等が使用されている例
- 準耐火建築物の、防火区画、異種用途区画などで建物全体の柱、梁の耐火被覆ではなく一部の柱、梁に耐火被覆で石綿含有の吹き付け材がある例
- 敷居の無い大フロアで奥の1区画のみ石綿等が吹き付けられている例
- 石綿含有吹き付け材が使用された機械室や地下フロア等が用途変更により石綿含有吹き付け材が使用された天井等が天井ボード等で仕切られている例

その他、玄関のひさしの中、ガラリ内（結露や震動音防止のため）、シャフト内、パイプスペース、カーテンウォール裏打ち機械室、最上階天井裏スラブ、防火壁の書き込み部分、変電器裏の見えない部分に石綿等が吹き付けられている例もある

なお、上記はあくまで一例であり、見落とししやすい例は他のも多くある。そのため、事業場内でも見落としやすい石綿の吹き付け等の事例に関する情報を蓄積し、漏れがないよう事前調査を行うこと。

#### （参考）

「石綿含有吹き付け材」には、主に耐火被覆用・吸音用・結露防止用としての吹き付け石綿、石綿含有吹き付けロックウール、湿式石綿含有吹き付け材と仕上げ用としての吹き付けパーライト、吹き付けパーミキュライト（ひる石吹き付け）があるので、使用されている場所や改修工事の有無の確認も重要なポイントになる。

別記関係団体

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

独立行政法人 労働者健康福祉機構

社団法人 日本作業環境測定協会

一般社団法人 日本環境測定分析協会

公益社団法人 日本保安用品協会

公益社団法人 産業安全技術協会

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

全国社会保険労務士会連合会

社団法人 全国労働基準関係団体連合会

日本アスベスト調査診断協会

社団法人 日本建設業連合会

一般社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

一般社団法人 J A T I 協会

公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルヂング協会連合会

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

全国アスベスト適正処理協議会

建設廃棄物協同組合

社団法人 日本ボイラ協会

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

社団法人 日本ボイラ整備据付協会

日本暖房機器工業会

社団法人 住宅生産団体連合会

一般社団法人 不動産協会

社団法人 全日本不動産協会

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

社団法人 日本建築家協会

社団法人 全日本建築士会

(注) 下線は当省が付した。

表2-(1)-⑥ 「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」(平成25年1月7日付け基安化発0107第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長通知)(抜粋)

平成25年1月7日  
基安化発0107第1号

別記関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部  
化学物質対策課長

建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について  
～第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～

石綿を含有する断熱材等を使用した煙突等を含む建築物の解体等工事については、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)及び建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針(平成24年5月9日付け厚生労働大臣公示)に基づき適切な措置を図っていく必要があります。

第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議において、平成24年10月25日付け基安化発1025第2号の別添1に示された事前調査が十分でない事例が生じた原因について追加で調査し報告したところです(厚生労働省HP 左記会議資料参照)。同会議の専門家の意見等を踏まえ、同種の事例の再発防止のため、下記に留意することが必要とされたところです。

つきましては、貴会会員等に対し、下記事項を周知いただきますようお願いします。

記

1. 1025第3号通達の1(1)や(2)に基づく見落としの防止等、事前調査が徹底されるよう次の事項を行うこと。

(1) 網羅的な事前調査

事前調査を行う者は、事前調査においては過去の経験や建築の知識も重要であるが、それら知識のみに頼り、調査範囲を安易に絞り込むことなく、網羅的かつ下地等目視では確認できない部分まで確実に調査を行うこと。試料採取に当たっては調査する労働者に呼吸用保護具等必要なばく露防止対策を実施させた上、下地や見えない部分まで貫通して採取すること。

特に煙突内の石綿含有建材の見落としが散見されることから、漏れなく調査を行うこと。

(2) 事前調査結果の説明

事前調査業者は、事前調査終了後、事前調査の完了の報告及びその後の関係者間での認識の齟齬がないよう、後述の報告書とは別に、発注者、除去業者及び解体業者に対して、実際の現場において事前調査を行った範囲や内容について説明をする場を設けることが望ましい。

2～4 (略)

別記関係団体

中央労働災害防止協会

建設業労働災害防止協会

独立行政法人 労働者健康福祉機構

社団法人 日本作業環境測定協会

一般社団法人 日本環境測定分析協会

公益社団法人 日本保安用品協会

公益社団法人 産業安全技術協会

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

全国社会保険労務士会連合会

社団法人 全国労働基準関係団体連合会

日本アスベスト調査診断協会

社団法人 日本建設業連合会

一般社団法人 全国建設業協会

社団法人 全国解体工事業団体連合会

社団法人 建設産業専門団体連合会

一般社団法人 J A T I 協会

公益社団法人 日本プラントメンテナンス協会

社団法人 日本ビルディング協会連合会

公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

全国アスベスト適正処理協議会

建設廃棄物協同組合

社団法人 日本ボイラ協会

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会

社団法人 日本ボイラ整備据付協会

日本暖房機器工業会

社団法人 住宅生産団体連合会

一般社団法人 不動産協会

社団法人 全日本不動産協会

社団法人 日本建築士事務所協会連合会

社団法人 日本建築家協会

社団法人 全日本建築士会

(注) 下線は当省が付した。

表2-1)-⑦ 事前調査により建築物等に使用されているレベル1又はレベル2のアスベスト含有建材が適切に把握されないまま解体等工事が開始された事例等

(集計表)

(単位：件)

分類	合計	時期			届出		飛散のおそれ	
		周知前	周知後	未周知	有	無	有	無
① 設計図書の確認や外側からの目視のみでは確認できない箇所に係る事前調査が不十分であったこと等により、アスベスト含有建材を把握していなかったもの	32	13	19	—	9	23	16	16
② 発注者から受注した事業者に対するアスベスト含有建材の使用状況に関する不適切な説明等により、事業者が事前調査を適切に行わなかったもの	10	5	5	—	0	10	8	2
③ 工事関係者間で事前調査結果に関する情報等が適切に共有されず、適切なアスベスト飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体等工事が進められたもの	7	3	4	—	1	6	6	1
④ アスベストを含有する可能性が高い吹付け材等が使用されているにもかかわらず、分析調査を適切に行わなかったもの	4	1	3	—	1	3	2	2
⑤ 大防法及び安衛法の規制対象工事と認識せずに、解体等工事を開始したもの	3	—	—	3	0	3	0	3
⑥ 解体等工事の対象建築物等で既に把握されたアスベスト含有建材の使用状況から、他の箇所でも使用が疑われるにもかかわらず、十分な調査が行われなかったもの	2	—	—	2	2	0	1	1
⑦ アスベスト含有建材の飛散性のレベルを実際よりも低いものと認識し、飛散性に応じた措置を行わなかったもの	2	—	—	2	0	2	2	0
⑧ 損壊等により立入りが困難な箇所があり、他の箇所の調査のみでアスベスト含有建材がないと結論付けるなど、判断が不適切なもの	2	—	—	2	0	2	2	0
全体	52	18	28	6	11	41	29	23

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「時期」欄の周知前後は、次による。

①及び③については、「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第9回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」が通知された平成25年1月以前に発生した例が「周知前」、同年2月以後に発生した例が「周知後」

②については、「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第8回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」が通知された平成24年10月以前に発生した例が「周知前」、同年11月以後に発生した例が「周知後」



- ④については、技術上の指針が公示された平成24年5月以前に発生した例が「周知前」、同年6月以後に発生した例が「周知後」
- 3 「届出」欄の「有」は、レベル1又はレベル2のアスベスト含有建材の使用が事前調査で一部把握され、その限りで大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた後、工事開始後に別の箇所から未把握のアスベスト含有建材の使用が判明したものの、「無」は、事前調査の段階ではアスベスト含有建材の使用が全く把握されず、各届出が行われないうまま工事開始されたものを指す。
- 4 「飛散のおそれ」欄の「有」は、アスベスト含有建材の把握後も、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が進められるなど、飛散・ばく露が発生したおそれのあるものを指す。
- 5 複数の分類に該当する例があるため、「全体」欄の件数は、各分類の合計とは一致しない。

(個別表)

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
1	平成27年2月	北海道	建築物の解体工事において、旧ボイラー室にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。 札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、次の点を挙げている。 ① 当該建材は、平成23年に封じ込めの処理が行われていたが、その情報を発注者が事業者に伝えていなかったこと。 ② 事業者による目視の調査において、当該建材が見落とされたこと。	無	有	①②
2	平成25年11月	北海道	建築物の解体工事において、内壁の内側にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、内壁の撤去後に発見された。 事業者は、当該建材を適切に把握できなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない内壁の内側を調査していなかったことを挙げており、札幌市も、事業者による事前調査が不十分であったこととしている。	無	—	①
3	平成25年6月	北海道	建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。 札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。	無	有	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
4	平成24年12月	北海道	<p>札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げている。</p> <p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。</p> <p>当該建材が適切に把握されなかった原因について、札幌市が事業者に聴取した結果は、次のとおりであった。</p> <p>① 建築物の所有者からアスベスト含有建材は使用されていないとの説明を受けていたこと。</p> <p>② 当該建築物では、改修工事が複数回行われた結果、天井の内装材が厚くなっており、天井裏の調査が行いにくかったこと。</p> <p>また、札幌市が、事業者からの報告を受けて立入検査を行い、作業の中止を指導したにもかかわらず、その後も現場において作業が進められていることから、内部での情報共有が不足していたことが考えられる。</p>	無	有	①② ③
5	平成24年12月	北海道	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、2階出窓天井部分にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、1階出窓天井部分でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。</p> <p>札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げている。</p> <p>また、2階出窓天井部分にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されている以上、1階の同一構造の箇所については、特に注意すべきであったものと考えられる。</p>	有	有	①⑥

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
6	平成24年11月	北海道	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま着工され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>札幌市が、事業者からの報告により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が床に落下していた。</p> <p>札幌市は、当該建材が適切に把握されず、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が進められた原因について、次の点を挙げている。</p> <p>① 外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったこと。</p> <p>② 事業者は、発見された当該建材について、アスベストの含有に関する分析を専門の機関に依頼したが、その間における内部での情報共有が不足していたこと。</p>	無	有	①③
7	平成23年7月	北海道	<p>建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。</p> <p>札幌市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、設計図書にレベル2のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載があったにもかかわらず、事業者が目視のみで使用されたいないと判断したことを挙げている。</p>	無	有	①
8	平成23年6月	北海道	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、外装のパネルの内側にもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が外装のパネルに穴を開けた際に発見された。</p> <p>札幌市及び札幌中央労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、設計図書にレベル1のアスベスト含有建材が使用されている旨の記載があったにもかかわらず、事業者がこれを見落としていたことを挙げている。</p>	有	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
9	平成23年4月	北海道	建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。 札幌市が、通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、煙突下部のがれきの中に当該建材があったほか、煙突周辺の屋根にも堆積していた。 札幌市及び札幌東労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、事業者が、アスベスト含有建材が使用されていた煙突の工事に携わった経験がなく、煙突内部を自視により調査せずに、アスベスト含有建材は使用されていないと判断したことを挙げている。	無	有	①
10	平成23年4月	北海道	建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。 札幌市及び札幌中央労基署が、通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が落下していた。 札幌市及び札幌中央労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、事業者が、設計図書を有しない状況において、目視による調査を十分に行わなかったことを挙げている。	無	有	①
11	平成26年5月	宮城県	建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該煙突が解体された。 仙台労基署は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、当初から工事に関与していた事業者は、当該建材について把握していたが、その情報が後に共同で工事を行うこととなった事業者に伝わっておらず、当該事業者が、当該建材を把握しないまま作業を進めたことを挙げている。	無	有	③
12	平成25年4月	宮城県	建築物の解体工事に係る事前調査において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。 安衛法に基づく届出を受けた石巻労基署が立入検査を行ったところ、機械室及びボイラ	有	-	④

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
13	平成24年8月	宮城県	<p>一室の配管にも、レベル2のアスベスト含有建材に該当するおそれのある建材が使用されていたため、同署は工事中止及び分析を指示した。その結果、当該建材にもアスベストが含有されていることが判明した。</p> <p>石巻労基署は、当該建材にアスベストが含有されていることが適切に把握されなかった原因について、事業者が、十分な資料に基づかずアスベストを含有していないと判断し、分析調査を行わなかったことを挙げている。</p> <p>建築物の解体工事について、当該解体に先立ち、事業者は、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出を行い、レベル1のアスベスト含有建材を除去した。</p> <p>しかし、支柱の内部に使用されていたレベル1のアスベスト含有建材については、事前調査で把握されていなかったことから、除去されおらず、当該建材が残されたまま、解体工事が進められた。</p> <p>宮城県及び石巻労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない支柱の内部の調査が不十分であったことを挙げている。</p> <p>また、石巻労基署は、その背景として、当該工事が、多数行われていた東日本大震災で被災した建築物に係る工事の一つであり、アスベストについて十分な知識を有しない事業者が行ったことを指摘している。</p>	有	有	①
14	平成24年1月	宮城県	<p>建築物の解体工事において、2階のはりにレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられなかったまま解体作業が進められた。</p> <p>震災廃棄物の搬入場において、レベル1のアスベスト含有建材が付着した鉄骨が発見されたことから発覚し、仙台市及び仙台労基署が立入検査を行ったところ、解体が終わっていない箇所当該建材が残っていたため、作業の中止を指示した。</p> <p>当該建築物は東日本大震災で全壊しており、4階建てであったが、損壊が激しく2階以上の立入りが危険なため、発注者は、1階の吹付け材についてのみ分析を行い、アスベスト含有建材は使用されていないと判断した。しかし、環境省の災害時対応マニュアルでは、被災による損壊で危険な場合、原則として、補強等を行った上で事前調査を行い、それが困難な場合には、建築物の周辺を養生シートで覆い、薬液等を散布しつつ解体を行うこととされており、2階から4階までの調査ができない場合、当該方法によるべきところと考え</p>	無	有	②⑧

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
15	平成24年1月	宮城県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。</p> <p>仙台市及び仙台労働基準局は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、発注者及び元請業者は、当該建材を把握していたものの、その情報が下請業者に適切に共有されず、当該下請業者が、当該建材を把握しないまま作業を進めたことを挙げている。</p> <p>なお、発注者が行った建設リサイクル法に基づく届出には、レベル1のアスベスト含有建材が使用されている旨が記載されていた。</p>	無	有	③
16	平成23年11月	宮城県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>仙台市が、当該建築物の敷地境界におけるアスベスト濃度の測定を行ったところ、360本/L (大気1リットル当たりのアスベスト繊維が360本) <small>(注)</small> が検出された。</p> <p><small>(注)</small> 環境省は、解体等工事の敷地境界におけるアスベスト濃度測定について、漏えい監視の観点からの目安を1本/Lと示している (後述項目2(4)イ参照)。</p> <p>このため、仙台市及び仙台労働基準局が立入検査を実施したところ、上記の大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出に係る箇所では飛散・ばく露防止措置が講じられていたが、別の箇所において、レベル1のアスベスト含有建材が天井裏に使用されており、当該建材が、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま、天井と共に破砕されていた。</p> <p>仙台市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、本件は、外側からの目視</p>	有	有	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
17	平成23年11月	宮城県	<p>のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げているほか、仙台労働基準局は、当該建材の把握後においても、事業者が、工期どおりに工事を行うため、飛散・ばく露防止措置を行わなかったと指摘している。</p> <p>建築物の改修工事において、地下の配管にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>石巻労働基準局は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、次の点を挙げている。</p> <p>① 当該建築物については、平成23年7月に各居室の天井に使用されたレベル1のアスベスト含有建材の除去が行われており、発注者は、この際に、地下の配管に使用されたレベル2のアスベスト含有建材も全て除去されたものと誤認したこと。</p> <p>② 事業者は、発注者から当該建築物のアスベスト含有建材は全て除去されていると説明され、再度十分な事前調査を行わなかったこと。</p>	無	有	②
18	平成26年4月	埼玉県	<p>建築物の解体工事において、外装のパネルの内側にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が外装のパネルを撤去した際に発見された。</p> <p>さいたま市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外装のパネルの内側が通常アスベスト含有建材が使用されていない箇所であったことを挙げている。</p> <p>しかし、環境省及び厚生労働省の通知<sup>(注)</sup>では、アスベスト含有建材を見落としやすい例として、外装のボードや金属パネルの内側にアスベスト含有建材が使用されている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注)「建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底について～第8 回東日本大震災アスベスト対策合同会議の専門家意見を踏まえ～」及び「大気汚染防止法に基づく立入検査マニュアル策定の手引き(建築物等の解体等現場)」(平成26年7月4日付け環水大発第1407243号)</p>	無	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
19	平成25年5月	埼玉県	<p>建築物の改修工事において、天井裏にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>事業者が、産業廃棄物として搬出する時点で、当該建材がアスベストを含有している可能性に気付き、分析を行ったところ、アスベストの含有が判明したものである。</p> <p>当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者は、天井に点検口がなく、改修工事であったため、天井に穴を開けることには慎重ならざるを得なかったとしている。</p> <p>しかし、当該建材の把握が産業廃棄物として搬出する時点であったことを踏まえると、天井板の撤去後において、速やかに当該建材を把握し、分析を行う必要があったものと考えられ、事業者も、川口労基署の指導に対し、天井内が確認でき次第分析を行うことにより再発防止を図ると回答している。</p>	無	有	①
20	平成26年10月	千葉県	<p>工作物の解体工事において、電気設備の裏側にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>事業者が、除去後に当該建材がアスベストを含有している可能性に気付き、分析を行ったところ、アスベストの含有が判明したものである。</p> <p>千葉市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、次の点を挙げている。</p> <p>① 外側からの目視のみでは確認できない電気設備の裏側の調査が不十分であったこと。</p> <p>② 電気設備の撤去後においても、速やかな当該建材の把握及び分析が行われなかったこと。</p>	無	有	①
21	平成27年3月	東京都	<p>建築物の改修工事において、天井にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>当該建築物の別棟の改修工事について、東京都が、レベル1のアスベスト含有建材が使用されているとして大防法に基づく届出が行われたことを受けて立入検査を行ったところ、既に行われた工事について、大防法に基づく届出等が行われていないことが判明した。</p> <p>発注者は、過去にアスベスト含有建材の使用状況を調査しており、当該建材にアスベ</p>	無	有	②



No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
22	平成27年6月	神奈川県	<p>トが含有されていることを把握していたものの、手違いにより、事業者に伝えていなかったとしていた。</p> <p>また、当該建材は露出した状態であったことから、事業者の目視による調査も十分に行われなかったことが考えられる。</p> <p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>川崎市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、事業者は天井板に穴を開けて天井裏を確認したが、当該建材は開口部から離れた一部の箇所のみ使用されていたことを挙げている。</p> <p>しかし、環境省及び厚生労働省の通知<sup>(注)</sup>では、アスベスト含有建材を見落とすしやすい例として、敷居のない大フロアで奥の1区画のみ吹き付けられている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注) No.18の注参照。</p>	無	—	①
23	平成26年9月	神奈川県	<p>建築物の解体工事において、支柱にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>当該建築物に使用されたレベル3のアスベスト含有建材は把握されており、当該建材について条例に基づく届出を受けた川崎市が立入検査を行ったところ、把握されていないレベル2のアスベスト含有建材が発見された。</p> <p>川崎市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、当該箇所におけるレベル1及びレベル2のアスベスト含有建材の使用状況に関する調査が改めて行われることとなっていたが、事前調査の進捗状況に関する事業者間の情報共有が不十分であったことから、事業者は、全ての調査が既に終了し、レベル3のみが使用されていると誤認していたことを挙げている。</p>	無	—	③



No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
27	平成22年9月	神奈川県	建築物の解体工事において、柱にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。 神奈川県建設リサイクル法担当部局が、同法に基づく立入検査を行った際、飛散性が低く、大防法に基づく届出等を要しないレベル3のアスベスト含有建材として事業者が認識している建材について、飛散性の高いレベル2に該当すると事業者指摘した。 神奈川県は、当該建材がレベル2のアスベスト含有建材として適切に把握されなかった原因について、鉄骨にレベル2のものを使用する例が少ない上、レベル3に該当するアスベスト含有成形板と同様の板状のものであったために、事業者が誤認したことを挙げている。	無	有	⑦
28	平成26年11月	新潟県	配管の点検工事において、配管にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。 事業者は、作業途中で当該建材がアスベスト含有建材であることを判明したため、分析調査を行った結果、レベル2のアスベスト含有建材であることが判明したものである。 新潟市及び新潟労働基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、当該配管検査を緊急に実施した状況において、発注者から事業者へのアスベスト含有建材の使用状況の伝達が行われなかったことを挙げている。 また、事業者は、作業途中において当該建材のアスベスト含有の可能性を認識しているが、発注者からアスベスト含有建材の使用状況について伝達がない場合でも、作業開始前に、十分な事前調査を行う必要があったものと考えられる。	無	有	②
29	平成23年11月	新潟県	建築物の解体工事において、煙突にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま煙突が解体された。 事業者は、煙突の解体後に、使用されていた建材がアスベスト含有している可能性に気付いたため、分析調査を行った結果、レベル2のアスベスト含有建材であることが判明したものである。 長岡労働基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、煙突に使用されていたアスベスト含有建材は昭和62年まで製造されていたものが、事業者が、当該建	無	有	⑧

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
30	平成22年9月	新潟県	<p>建築物が建てられた59年には、アスベスト含有建材は既に使用されていなかったと誤認したために、十分な事前調査を行わなかったことを挙げている。</p> <p>建築物の解体工事に係る事前調査において、2階及び3階の天井及びびはりにレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、3階の軒先の屋根裏にもレベル1のアスベスト含有建材があり、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>新潟県が、近隣住民からの通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、当該建材の一部が落下していた。</p> <p>新潟県は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、天井裏にアスベスト含有建材が使用されている場合、軒先の屋根裏にも使用されていることは想定し得るにもかかわらず、事業者が外側からの目視のみでは確認できない軒先の屋根裏の調査を十分に行わなかったことを挙げている。</p>	有	有	①
31	平成26年8月	静岡県	<p>建築物の改修工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>発注者は、当該建材を適切に把握できなかった原因について、当該建築物に使用されていたアスベスト含有建材は、過去に行われた除去工事により全て除去されたものと認識していたが、実際には、一部残っていたことを挙げている。</p> <p>また、当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者においても、当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p>	無	—	①②
32	平成26年5月	静岡県	<p>建築物の解体工事において、外装のパネルの内側にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が外装のパネルを撤去した際に発見された。</p> <p>静岡労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外装のパネルの内側</p>	無	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
33	平成25年4月	静岡県	<p>が通常アスベスト含有建材が使用されていない箇所であったことを挙げている。            外装のボードや金属パネルの内側は、環境省及び厚生労働省の通知<sup>(注)</sup>において、アスベスト含有建材を見落とすやすすい箇所とされていることから、外側からの目視のみでは確認できない当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。            (注) No.18の注参照。</p> <p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、事業者が天井板を撤去した際に発見された。            浜松労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、天井板に点検口がなく、事業者において、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が行いにくかったことを挙げている。</p>	無	—	①
34	平成26年11月	愛知県	<p>建築物の解体工事において、天井にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。            名古屋市が、騒音規制法等に基づく特定建設作業の届出情報を活用して行っている立入検査において、当該建材が発見され、同市は事業者に対して、作業の中止及びアスベストの含有に関する分析を指導した。            名古屋市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、アスベスト含有建材が使用されていたのは増築部分であり、当該部分の設計図書が保存されていないにもかかわらず、事業者が、目視による調査を十分に行っていないことを挙げている。            また、当該建材の発見後、事業者は、アスベストの含有に関する分析を専門の機関に依頼したが、その間、現場において作業が進められており、事業者は、内部での情報共有の不足によるものとしている。</p>	無	有	①③
35	平成26年7月	愛知県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、事務所、電気室等にレベル1及びレベル2のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。            しかし、当該建築物においては、上記届出に係る箇所以外の天井裏でもレベル1のアスベ</p>	有	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
36	平成24年11月	大阪府	<p>建築物の改修工事において、ひさしの内部にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないままひさしを覆う板が撤去され、当該建材が落下した。</p> <p>堺市及び堺労基署は、通常、ひさしの内部にアスベスト含有建材は使用されないとしており、事業者が、外側からの目視のみでは確認できない当該箇所について、アスベスト含有建材が使用されている可能性を認識せず、調査を十分に行わなかったことが考えられる。</p> <p>また、当該建材は、事業者が空気環境測定を行う業者からアスベストの飛散について指摘を受けるまで、約3週間、落下した状態で放置されていた。これについて、事業者は、ひさしを覆う板の撤去後において、速やかに当該建材を把握し、分析を行う必要があったものと考えられ、堺労基署も、事業者に対して、作業中にアスベスト含有建材を発見した場合に適切に対処するための体制を整えるよう指導している。</p>	無	有	①
37	平成24年11月	大阪府	<p>建築物の解体工事において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。</p> <p>大阪府が、通報を受けて立入検査を行い、当該建築物の敷地境界におけるアスベスト濃度の測定を行ったところ、16本/Lが<sup>(注)</sup> 検出された。</p> <p>(注) No.16の注参照。</p> <p>大阪府が濃度測定実施前に事業者から聴取した際、事業者は、吹付け材は使用されていないがアスベストは含有していないとの認識を示していた。このことから、分析調査を十分に行わないままアスベストを含有していないと判断したことにより、当該建材がアスベスト含有建材として把握されなかったことが考えられる。</p>	無	有	④

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
38	平成26年10月	兵庫県	<p>建築物の改修工事に係る事前調査において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、上記届出に係る箇所以外の天井裏でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p>	有	—	①
39	平成22年5月	兵庫県	<p>建築物の解体工事において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま解体作業が進められた。</p> <p>姫路市が、近隣住民からの通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、吹付け材が使用されているにもかかわらず、事業者は、アスベスト含有の有無について分析調査を行わずに、解体作業を進めていた。</p> <p>このため、姫路市は、事業者に対して、作業の中止及び分析調査の実施を指導し、その結果、レベル1のアスベスト含有建材であることが判明した。</p>	無	有	④
40	平成26年11月	岡山県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>事業者は、事前調査において、点検口から目視が可能であった天井裏の一部を確認し、アスベスト含有建材は使用されていないと判断したが、工事開始後、設計図書には記載されていない増築部分があることに気付き、当該箇所の天井裏を確認したところ、当該建材を発見した。</p> <p>環境省及び厚生労働省の通知<sup>(注)</sup>では、アスベスト含有建材を見落としやすい例として、敷居のない大フロアで奥の1区画のみ吹き付けられている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注) No.18の注参照。</p>	無	—	①

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
41	平成26年7月	岡山県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>事業者は、事前調査において、天井の点検口から天井裏を確認していたが、点検口から見えにくい箇所当該建材が使用されていたものである。</p> <p>岡山市が、近隣住民からの通報により状況を把握し、立入検査を行ったところ、事業者は、天井板の撤去後に当該建材を発見したことを踏まえて、作業を中止し、アスベストの含有に関する分析を専門の機関に依頼している状況であった。</p> <p>岡山市は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことを挙げている。</p>	無	—	①
42	平成26年7月	岡山県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、2階から4階までの天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、1階の天井裏でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>事業者は、事前調査において、当該建築物の1階においても、点検口から天井裏を確認していたが、当該建材が点検口から離れた一角に使用されていたために点検口からの目視では把握できず、アスベスト含有建材が使用されないと判断していたものである。</p> <p>環境省及び厚生労働省の通知<sup>(注)</sup>では、アスベスト含有建材を見落としやすい例として、敷居のない大フロアで奥の1区画のみ吹き付けられている例が挙げられており、外側からの目視のみでは確認できない天井裏の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>(注) No.18の注参照。</p>	有	—	①
43	平成25年9月	岡山県	<p>建築物の改修工事において、レベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま当該建材が除去された。</p> <p>岡山県は、当該建材がレベル1のアスベスト含有建材として適切に把握されなかった原因について、当該建材は天井板に吹き付けられ、一体化していたため、事業者が、飛散性の</p>	無	有	⑦



No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
44	平成27年2月	広島県	建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。 当該建材は、4階建てである当該建築物の2階の一部で使用されており、解体作業中に発見されたものである。 当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。	無	—	①
45	平成26年8月	広島県	建築物の改修工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。 広島市及び広島中央労基署は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、事業者が、柱、壁等の建築物の主要な構造に係らない工事の場合には、大防法及び安衛法の規制対象工事に該当しないと認識し、事前調査、各届出等は不要と判断していたことを挙げている。	無	—	⑤
46	平成26年5月	広島県	建築物の改修工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。 広島市は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、事業者が、工事内容が内装の撤去にとどまる場合には、大防法及び安衛法の対象工事に該当しないと認識し、事前調査、各届出等は不要と判断していたことを挙げている。	無	—	⑤
47	平成25年7月	広島県	建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。 事業者は、天井裏におけるアスベスト含有建材の有無を調査するために全ての天井板を	無	—	⑤

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
48	平成27年4月	福岡県	<p>撤去したものであり、これにより、当該建材が発見され、解体は中止され、その後、解体の再開に当たって、当該建材を除去するために各届出が行われた。</p> <p>これにより状況を把握した広島市が、全ての天井板を撤去することは、事前に大防法に基づき届出等を要する作業に当たるとして、指導を行った。</p> <p>広島市は、各届出及び飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が行われた原因について、事業者が、内装の撤去を行うのみであれば、大防法及び安衛法の規制対象工事に該当しないと認識し、各届出等は不要と判断していたことを挙げている。</p>	無	—	①
49	平成25年5月	福岡県	<p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づき届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。</p> <p>当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>建築物の解体工事において、天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、大防法に基づき届出及び安衛法に基づき届出は行われていたものの、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま天井板が撤去された。</p> <p>大防法に基づき届出を受けた福岡市が、当該建築物の敷地境界におけるアスベスト濃度の測定を行ったところ、44本/L<sup>(注)</sup>が検出された。</p> <p>(注) No.16の注参照。</p> <p>福岡市は、飛散・ばく露防止措置が講じられないまま作業が進められた原因について、事業者は、工区ごとに工期を分けて当該建材を除去する予定であったが、一部の工区で、予定されていた工期の前に、作業が行われたことを挙げている。当該建材及び工程の情報が内部で適切に共有されていなかったことが考えられる。</p>	有	有	③
50	平成24年10月	福岡県	<p>建築物の改修工事において、エレベーターの機械室の床下にレベル2のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づき届出及び安衛法に基づき届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、床板の撤去後に発見された。</p> <p>福岡中央労基署は、当該建材が適切に把握されなかった原因について、当該建築物にお</p>	無	有	①②

No.	発生時期	発生地域	概要	届出	飛散のおそれ	分類
51	平成26年7月	熊本県	<p>建築物の解体工事に係る事前調査において、1階の天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されたため、当該建材について、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出が行われた。</p> <p>しかし、当該建築物においては、2階及び3階の天井裏でもレベル1のアスベスト含有建材が使用されており、これについては、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始され、天井板の撤去後に発見された。当該建材は、外側からの目視のみでは確認できない天井裏に使用されており、事業者による当該箇所の調査が不十分であったことが考えられる。</p> <p>また、1階の天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていることが把握されている以上、2階及び3階の同一構造の箇所については、特に注意すべきであったものと考えられる。</p>	有	—	①⑥
52	平成24年4月	熊本県	<p>建築物の解体工事において、2階及び3階の天井裏にレベル1のアスベスト含有建材が使用されていたにもかかわらず、大防法に基づく届出及び安衛法に基づく届出並びに飛散・ばく露防止措置が講じられないまま工事が開始された。</p> <p>熊本県が事業者から聴取した際、事業者は、発注者が過去に行った調査でアスベスト含有建材が使用されていないことが確認されているとの認識を示していたことから、事業者が、発注者からの説明でアスベスト含有建材は使用されていないものと誤認し、再度十分な事前調査を行わなかったことが考えられる。</p>	無	—	②

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「届出」欄及び「飛散のおそれ」欄については、集計表と同様である。

3 「分類」欄については、集計表の各分類によるほか、下線を付しているものは集計表の「時期」欄の「周知後」又は「未周知」に該当する。

表2-(1)-⑧ 「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(平成19年8月環境省水・大気環境局大気環境課災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル作成検討会)(抜粋)

<p>第4章 調査・計画・届出</p> <p>3 災害時における解体等事前調査</p> <p>3.1 書面調査</p> <p>【実施事項】</p> <p>設計図書等及び維持管理記録を確認し、石綿の使用の有無を確認すること。</p> <p>書面調査によって、石綿の使用の有無が判断できない部分については、被災による障害を除去した後、現地調査を実施すること。</p>
---

表2-(1)-⑨ 大防法に基づく届出に記載されたアスベスト含有建材の使用状況を踏まえて、他の箇所の調査が適切に実施されているかを確認している例

No.	概要	
1	新潟県	新潟県は、大防法に基づく届出を受理する際、解体等工事の対象の建築物において、アスベスト含有建材が使用されている箇所が一部にとどまるとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。
2	川崎市	川崎市は、大防法に基づく届出を受理する際、解体等工事の対象の建築物において、アスベスト含有建材が使用されている箇所が一部にとどまるとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-⑩ 安衛法に基づく届出に記載されたアスベスト含有建材の使用状況を踏まえて、他の箇所の調査が適切に実施されているかを確認している例

No.	概要	
1	千葉署	千葉労基署は、安衛法に基づく届出を受理する際、解体等工事の対象の建築物が大規模なものにもかかわらず、アスベスト含有建材が使用されている箇所が一部にとどまるとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。
2	新潟署	新潟労基署は、安衛法に基づく届出を受理する際、3階建ての建築物の解体等工事で、アスベスト含有建材が使用されているのが1階のみとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。
3	長岡署	長岡労基署は、安衛法に基づく届出を受理する際、3階建ての建築物の解体等工事で、アスベスト含有建材が使用されているのが1階のみとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。
4	岡山署	岡山労基署は、安衛法に基づく届出を受理する際、解体等工事の対象の建築物が大規模なものにもかかわらず、アスベスト含有建材が使用されている箇所が一部にとどまるとされているなど、不自然な状況がうかがわれる場合は、他の箇所の調査が適切に実施されているか等について聴取により確認している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 厚生労働省は、本表の例について、一般的に行われている届出の審査の一環であり、上記4労基署以外においてもみられる取組としている。

表2-(1)-⑪ 事前調査の実施状況を確認するため、具体的な調査部位、調査結果等を記載した書面等の提出を事業者に求めている例

No.	概要	
1	神奈川県	<p>神奈川県は、独自の指針により、大防法に基づく届出を行う者に対して、様式により調査結果の概要を提出させている。</p> <p>同県は、大防法に基づく届出の受理の際、併せて提出される調査結果の概要を基に、解体等工事の対象の建築物について、全ての部屋の壁、はり、柱及び天井を調査したかについて確認している。</p>
2	大阪府	<p>大阪府は、条例に基づき、大防法に基づく届出を行う者及びレベル3のアスベスト含有建材に係る届出を行う者に対して、事前調査結果を記載した書面の提出を求めている。</p> <p>また、条例施行規則では、当該書面には、建築物等の階、部屋及び部位ごとのアスベスト含有建築材料の使用の有無を記載することとされている。</p> <p>府は、当該書面について、建築物等の階、部屋及び部位ごとの調査結果を記載する<u>チェックリスト形式の様式</u>を作成している。</p>
3	熊本県	<p>熊本県は、独自の要領により、建築物等の部位ごとの調査結果を記載する<u>チェックリスト形式の様式</u>を作成しており、建設リサイクル法に基づく届出を行う者に対して、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、当該様式の記載及び大防法担当部局への提出を求めている。</p>
4	札幌市	<p>札幌市では、独自の要綱により、i) 事前調査の場所及び部位、ii) 吹付け材等の有無（調査方法及び調査結果）並びにiii) アスベスト含有建材の有無、種類等を記載する<u>チェックリスト形式の様式</u>を作成しており、建設リサイクル法に基づく届出を行う者に対して、当該様式の記載及び提出を求めている。</p> <p>当該様式の提出を受けた建設リサイクル法担当部局は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、当該様式を大防法担当部局に回覧している。</p>
5	さいたま市	<p>さいたま市は、事業者が発注者に対して大防法に基づき交付した事前調査結果を記載した書面について、同市に提出するよう、大防法に基づく届出を行う発注者に対して指導している。</p> <p>同市の条例施行規則では、当該書面には、建築物等の階、部屋及び部位ごとのアスベスト含有建築材の使用の有無を記載することとされている。</p>
6	大阪市	<p>大阪市は、大阪府の条例に基づき、大防法に基づく届出を行う者及びレベル3のアスベスト含有建材に係る届出を行う者に対して、事前調査結果を記載した書面の提出を求めている。</p> <p>また、府条例施行規則では、当該書面には、建築物等の階、部屋及び部位ごとのアスベスト含有建築材料の使用の有無を記載することとされている。</p>

No.	概要
	<p>なお、府は、当該書面について、建築物等の階、部屋及び部位ごとの調査結果を記載する<u>チェックリスト形式の様式</u>を作成している。</p>
7	<p>堺市は、大阪府の条例に基づき、大防法に基づく届出を行う者及びレベル3のアスベスト含有建材に係る届出を行う者に対して、事前調査結果を記載した書面の提出を求めている。</p> <p>また、府条例施行規則では、当該書面には、建築物等の階、部屋及び部位ごとのアスベスト含有建築材料の使用の有無を記載することとされている。</p> <p>なお、府は、当該書面について、建築物等の階、部屋及び部位ごとの調査結果を記載する<u>チェックリスト形式の様式</u>を作成している。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 チェックリスト形式の様式を作成している区市については、該当箇所<sup>1</sup>に下線を付している。

表2-(1)-⑫ 事前調査の実施方法、把握されたアスベスト含有建材の使用状況に関する情報の工事関係者での共有状況について記載した書面等の提出を事業者に求めている例

	概要
仙台労働基準署	<p>仙台労働基準署は、事業者が、事前調査及びアスベストの飛散・ばく露防止措置を適切に行っているかについて自主点検を行うための様式を作成し、安衛法に基づく届出を行った全事業者に対して、提出を求めている。</p> <p>当該様式において、事前調査については、次の点を確認するとともに、同署への提出に当たって事前調査の記録等を添付することとされている。</p> <p>① レベル1ないし3のアスベスト含有建材について、関係者からの聴取、設計図書の調査、現地調査、分析調査等を実施したか。</p> <p>② 事前調査終了後に、工事関係者に対し、工事現場において調査を行った範囲及び内容について説明の場を設けたか。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表2-(1)-⑬ 事前調査が適切に実施されているか確認するための体制整備を図っている例

No.	概要	
1	熊本県	<p>熊本県は、未把握のアスベスト含有建材の有無等を確認するための知見を職員に習得させるため、アスベスト含有建材が使用されている可能性がある建築物等の部位等について、専門家による実地研修を実施しているほか、立入検査においては、事前に事業者から提出される部位ごとの調査記録と現場を照らし合わせながら、未把握のアスベスト含有建材がないか確認している。</p>
2	川崎市	<p>川崎市は、アスベストを含有するおそれのある建材を発見した後、その建材がアスベストを含有しているか確認するために、即時に測定できるアスベストアナライザーを使用しているが、アスベストを含有するおそれのある建材のある箇所については、多数の立入検査で蓄積された経験から推察するとしており、人事異動により新たに職員が配属された場合も、経験を積んだ職員と共に実際に立入検査を行うことで、その知見の習得を図っている。</p> <p>平成26年度において、事業者が事前調査により把握していなかったアスベスト含有建材が同市の立入検査時に発見された例が2件<sup>(注)</sup> みられた。</p> <p>(注) 表2-(1)-⑦の個別表のNo. 23及び24参照。</p>
3	名古屋市	<p>名古屋市は、大防法に基づく届出の受理等は保健所が行っているが、大防法に基づく届出が行われていない解体等工事について、未把握のアスベスト含有建材がないか確認するため、同市の大防法担当部局において嘱託職員2人による班を編成しており、同班が、騒音規制法等に基づく届出から解体等工事の情報を把握し、集中的に立入検査を実施している。</p> <p>平成26年度において、事業者が事前調査により把握していなかったアスベスト含有建材が同市の立入検査時に発見された例が1件<sup>(注)</sup> みられた。</p> <p>(注) 表2-(1)-⑦の個別表のNo. 34参照。</p>

(注) 当省の調査結果による。